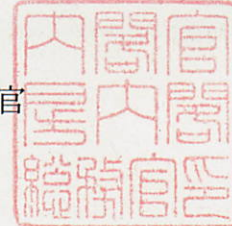


## 行政文書不開示決定通知書

山中 理司 殿

内閣官房内閣総務官



令和 8 年 1 月 30 日付け行政文書の開示請求（同年 2 月 3 日受付）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

### 記

#### 1 開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載

令和 8 年 1 月 22 日午後 6 時 35 分頃、東京都港区赤坂 1 の外堀通り（都道）にある「特許庁前交差点」で発生した内閣府の公用車の交通事故に関して作成し、又は取得した文書

#### 2 不開示とした理由

当該交通事故に関して、内閣官房内閣総務官室において作成し、又は取得した文書については、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 53 条の 2 第 1 項に規定する訴訟に関する書類に該当し、同項の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律が適用されないため、不開示とした。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

#### 3 担当課等

内閣官房 内閣総務官室  
総理大臣官邸事務所（情報公開担当） TEL:03-3581-0101